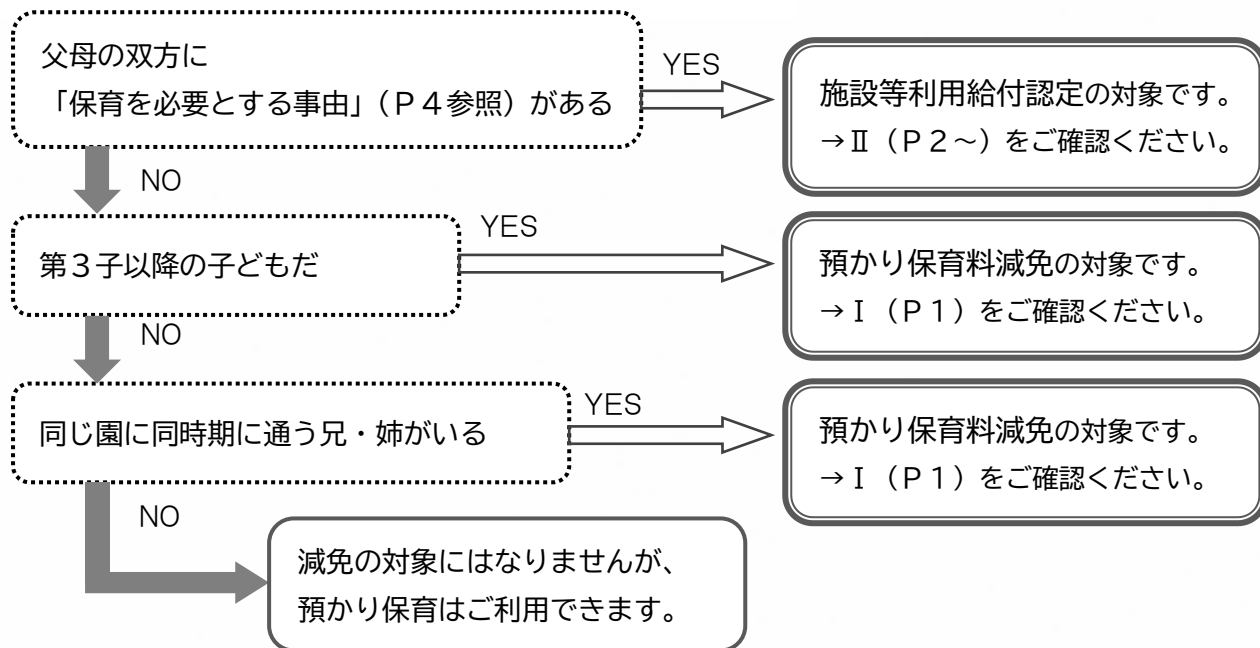


幼稚園預かり保育について 大切なお知らせ

- ・ 預かり保育を利用するには、事前申込みが必要です。お早めに幼稚園へご相談ください。
- ・ 預かり保育の利用希望者が定員を超えるとときなど、利用できない場合があります。
- ・ 休園日(土日、祝日、お盆期間、12月29日～1月3日)は、預かり保育を実施しません。

預かり保育利用料軽減早わかりチャート



※ このほか、生活保護世帯は預かり保育料減免の対象です。I (P1)をご確認ください。

I. 預かり保育料の減免申請について

預かり保育を利用する児童が、以下の減免を受ける事由に該当する場合は、預かり保育料減免の対象です。

減免を受ける事由	預かり保育料
第3子以降の児童	半額
同じ園に同時期に通う 兄・姉がいる児童	預かり保育を利用した2人目の利用料が半額 ※兄弟・姉妹で同時に預かり保育を利用した場合
生活保護世帯の児童	全額を免除

在籍園に「幼稚園預かり保育料減免申請書」を提出してください。申請書は、各幼稚園でお渡しします。

なお、認定期間は申請書を提出した月の1日から年度末までです。翌年度の認定については、改めて申請が必要です。

Ⅱ. 施設等利用給付認定（保育料無償化の認定）とは

「保育の必要性の認定」を受けた子どもに係る幼稚園預かり保育の利用料が無償化される制度です。認定期間中の預かり保育利用料が無償化の対象となります。認定を受けるためには、父母ともに「保育を必要とする事由」（P 4 参照）があることが必要です。

Ⅱ－１. 申請手続きについて

申請は、「新規申請」と「変更申請」の2つの手続きがあります。新規申請で認定を受けた後、認定期間中に父母の保育を必要とする事由が変わる場合は、変更申請が必要です。提出書類は、全てそろえた状態でご提出ください。

新規申請

○ 提出書類

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（ピンクの用紙）

★ 無償化の開始日は、全ての書類がそろい、幼稚園で受付をした日以降となります。

☆ 申請する児童一人につき1枚必要です。

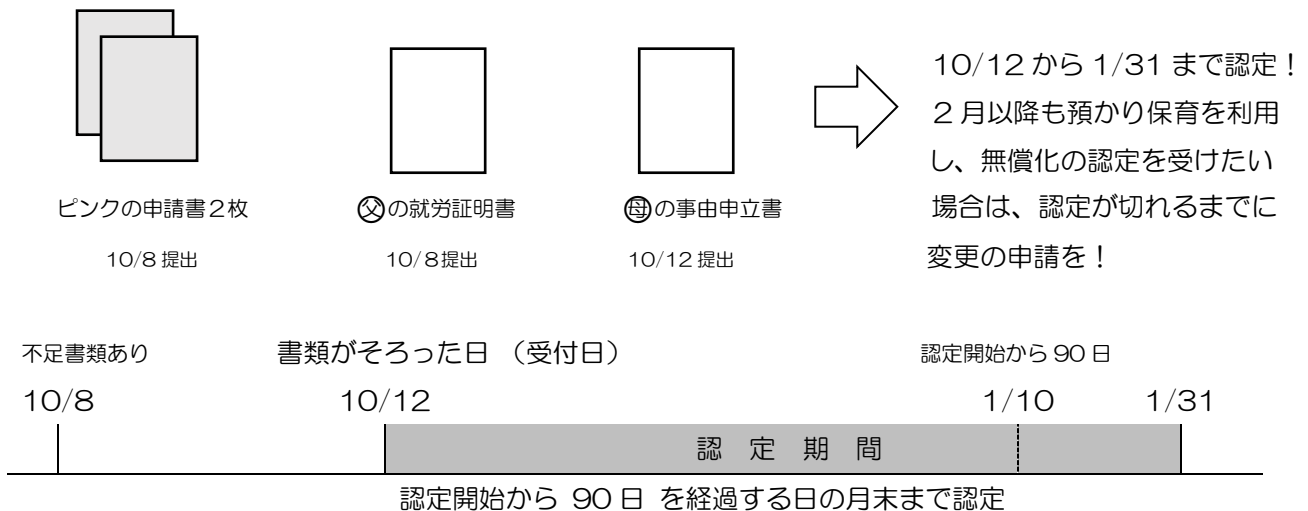
② 父・母の保育を必要とする事由を証明する書類

☆ 保育を必要とする事由によって、認定期間が異なります。

詳しくは、「保育を必要とする事由」（P 4）をご覧ください。

☆ 認定期間は、期限が短いほうに合わせます。

（例）㊟就労（無期雇用）、㊟求職活動の事由で在園するきょうだい2人の無償化の認定申請をするとき



申請書を出してから
なにか状況が変わるときは
変更申請がいるんだね！

制度や手続きのことで迷ったら
保育幼稚園課に早めに
相談してみよう！



変更申請

仕事が決まった、離職した、単身赴任から帰ってきたなど、保育を必要とする事由に変更が生じた場合、変更申請が必要です。申請書類を提出した翌月1日からの変更となります。

○ 提出書類

① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（ピンクの用紙）

★ 認定を希望する期間の開始日は、書類を提出する翌月1日をご記入ください。

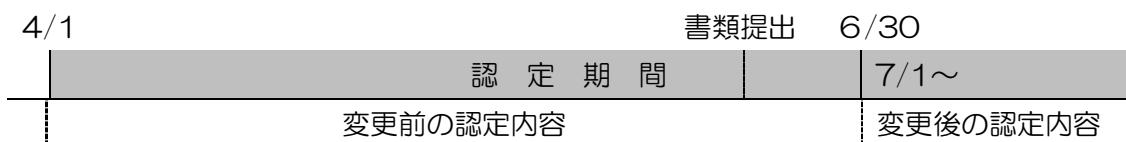
☆ 申請する児童一人につき1枚が必要です。

② 保育を必要とする事由が変更となる父または母の証明書類

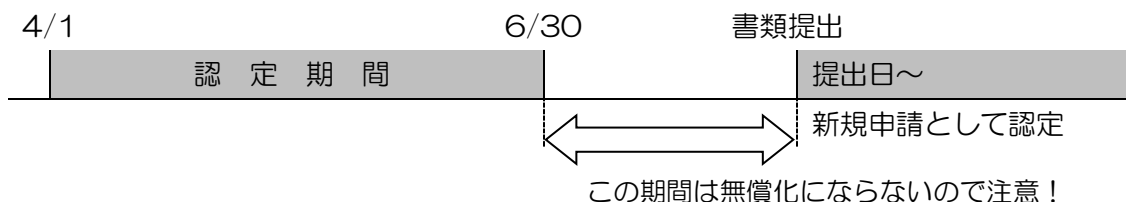
注意 認定期間終了後に書類を提出された場合、新規申請としての取扱いになります。

（例）変更前の認定期間：4月1日～6月30日

パターン① 認定期間中に申請書類を提出する場合（変更申請）



パターン② 認定期間終了後に申請書類を提出する場合（新規申請）



Ⅱ－２． 認定取消しとなる場合

認定期間中に以下のいずれかに該当した場合、認定取消しとなり「施設等利用給付認定取消通知書」を送付します。

- ① 認定児童が認可保育所へ入所した場合
- ② 認定児童が市外へ転出した場合
- ③ 父または母の要件がなくなった場合

Ⅱ－３． その他

- ・ 認定期間が終了した場合、保育幼稚園課から終了通知は発行していません。
認定（変更）通知書は、認定期間が終わるまで大切に保管してください。
- ・ 出雲市外に住民票がある児童については、住民票がある市町村で手続きを行ってください。
- ・ 毎年12月頃に、次年度に向けて現況確認を行います。

Ⅱ－４． 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	必要な要件書類	認定期間
月４８時間以上の就労 (※１)	「就労（予定）証明書」	最長で児童の小学校就学前まで
産前産後（※２）	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「母子健康手帳コピー（保護者名と 出産予定日が分かる部分）」	出産予定日の前後８週の属する月 の初日から月末まで
疾病・負傷・障がい	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「診断書」 又は「各種障がい者手帳（コピー）」	療養の必要がなくなるまで
親族の介護・看護	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「被介護者の診断書」 又は「被介護者の各種障がい者手帳・ 介護保険証（認定済）等（コピー）」	介護・看護の必要がなくなるまで
求職活動	「求職活動報告書」	開始日から 90 日を経過する日の 月末まで
就学・職業訓練	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「学生証（コピー）」もしくは「在学 を証明できる書類」又は「職業訓練を 受講していることが分かる書類」 ＋「カリキュラム（コピー）」	卒業（修了）月の月末まで
児童虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください	事由が解消されるまで
市外在住（単身赴任など）	書類不要	市内に住民票を移すまで
災害復旧	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「り災証明書」	災害復旧が終了するまで

※「就労（予定）証明書」、「保育を必要とする事由申立書」、「診断書」、「求職活動報告書」は、
出雲市所定の様式での提出が必要です。証明日から３か月以内のものを提出してください。

○ 補足

※１ 就労時間は、就労証明書に記載の「１日の平均就労時間」×「１か月の平均勤務日数」で計算
します。「就労」の事由で認定を受けるには、月４８時間以上の就労が必要です。

※１ 育児休業を取得中の場合、その期間中は新規で認定することはできません。

※１ 有期雇用で更新の予定がない場合は、該当期間の月末までの認定となります。

※１ 住民票が市外にある方は、就労証明書の提出があったとしても、要件は「市外在住」となりま
す。出雲市へ転入した時には、認定変更申請が必要です。

※２ 出生日によっては、認定終了期間が変更になることもあります。

～預かり保育料口座振替のご案内～

預かり保育料は、口座振替による納付をお勧めしています。入園決定後、金融機関に口座振替依頼書を提出してください（登録まで1～2か月かかります）。

手続き

- ・申請用紙（口座振替依頼書）は、各幼稚園にあります。
- ・金融機関へ申請用紙、通帳、届出印をお持ちいただき手続きしてください。

口座振替日と振替開始日

- ・振替日は、保育を実施した翌月の末日（11月分のみ12月27日）です。
- ・振替開始までは、納付書での納付（または以前から登録の口座から振替）となります。

取扱い金融機関

島根県農業協同組合 山陰合同銀行 島根銀行 島根中央信用金庫 鳥取銀行
しまね信用金庫 中央労働金庫 みずほ銀行 漁業協同組合 JF しまね ゆうちょ銀行

よくある質問（Q&A）～ 預かり保育料の減免申請編 ～

Q. 申請書類は、どこでもらえますか？ また、提出先はどこですか？

A. 申請書は各幼稚園でお渡しします。提出先も幼稚園です。

Q. 第1子が年長、第2子が年少です。この場合は、二人とも減免の対象ですか？

A. 第2子のお子さんのみ、減免（同時2子減免）の対象です。

Q. 第2子が年長、第3子が年少です。この場合は、二人とも減免の対象ですか？

A. 第3子のお子さんのみ、減免（第3子以降減免）の対象です。

Q. 同時2子減免の認定を受けています。

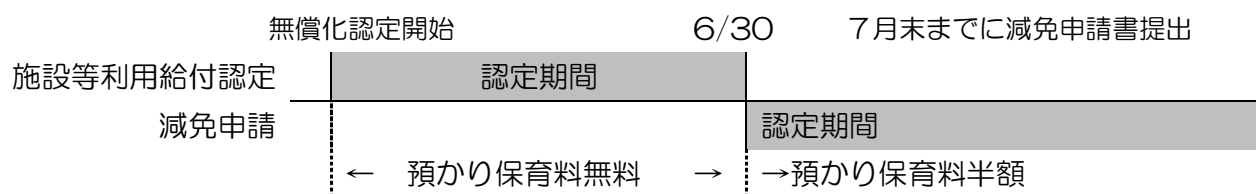
兄がお休みした月に、弟だけ預かり保育を利用しました。利用料はどうなりますか？

A. 同時2子減免は、同じ月にきょうだいがそれぞれ預かり保育を利用した場合、認定を受けた児童の利用料が半額となる制度です。上のお子さんが預かり保育を利用せず、下のお子さんだけが預かり保育を利用した月の利用料は、減免の対象外となります。

Q. 「施設等利用給付認定」と同時に申請できますか？

A. 施設等利用給付認定を受けている場合、預かり保育料は無料となり、減免の申請は不要です。ただし、施設等利用給付認定を受けるまでの期間や、認定が切れた場合は、減免申請が必要です。

（例）第3子の預かり保育を利用。保護者は6/5に離職し、専業主婦（主夫）となった場合。



よくある質問（Q&A）～ 施設等利用給付認定編 ～

Q. 申請書類は、どこでもらえますか？ また、提出先はどこですか？

A. 申請に必要な書類は、各幼稚園でお渡しします。提出先も幼稚園です。
必要書類が複数枚あるときは、全てがそろった状態でご提出ください。

Q. これから申請書を提出します。日にちを遡って無償化になりますか？

A. 無償化の開始日は、すべての書類がそろい、幼稚園で受付された日以降です。
受付日から遡って認定することはできません。

Q. 認定期間が終了するときは、通知が届きますか？

A. 保育幼稚園課から終了通知は発行していません。「施設等利用給付認定通知書」や「施設等利用給付認定変更通知書」は、認定期間が終了するまで大切に保管してください。

Q. 「産前産後」の事由で認定を受けましたが、出産予定日より早く（遅く）出産しました。

A. 認定終了期間が変更となる場合があります。保育幼稚園課にご連絡ください。

Q. 既に「就労」で認定を受けていますが、下の子を妊娠しました。手続きが必要ですか？

A. 「就労」で認定を受けた認定期間中に保護者が産前・産後休暇や育児休業を取得することになった場合は、手続きは不要です。ただし、勤務時間に変更となった場合や、離職された場合は変更手続きが必要な場合があります。保育幼稚園課にご連絡ください。

Q. 単身赴任していた父（母）が転入しました。手続きが必要ですか？

A. 認定変更申請が必要です。変更申請書と、転入した本人の証明書類をご提出ください。
（詳しい解説）

単身赴任等で市外に住民票がある場合、該当の保護者は「市外在住・その他」の事由となるため、申請時に就労証明書等は不要です。転入した場合は、その保護者の保育を必要とする事由を証明する書類を添付のうえ、変更申請が必要となります。

Q. 市内で引っ越すことになりました。手続きは必要ですか？

A. 保育幼稚園課での手続きは基本的に不要ですが、状況によっては手続きが必要な場合があります。詳しくは、保育幼稚園課へお問い合わせください。

Q. 市外へ引っ越すことになりました。手続きは必要ですか？

A. 認定終了日を退園日に変更するための変更申請を行ってください。転出先でも施設等利用給付認定を受ける場合は、転出先の市区町村で認定申請が必要です。
国外へ引っ越す場合は、事前に保育幼稚園課へご連絡ください。

○ この他、ご不明な点については、出雲市役所保育幼稚園課（0853-21-6964）へお問い合わせください。